

II 審査方法について

1. 確認申請図書の確認(参考例)

- 1-1 仕様表について
- 1-2 その他構造関係図書について

2. 構造安全性の確認



マニュアル P.11

1. 確認申請図書の確認

確認申請図書の作成例 (参考)

条文 法 告示

解説

(1) 仕様表	28
(2) 配置図	32
(3) 平面図※	34
(4) 立面図	36
(5) 断面図	38
(6) 地盤面算定表	40
(7) 構造詳細図	42
(8) 壁量判定	44
(9) 四分割法判定	50
(10) 柱頭柱脚金物算定	54
(11) 給排水衛生・電気設備図	58
(12) 換気・採光計算書	60

マニュアル
建物概要 P.24~P.25



※2階平面図は、省略します。

4. 審査対象の見直しに伴う提出図書等の合理化

1-1 仕様表について

条文 規則:第1条の3 告示:

解説	構造計算により構造安全性を確認するもの	仕様規定の範囲で構造安全性を確認するもの	特定木造建築物
	<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 付近見取図 配置図 各階平面図 床面積求積図 基礎伏図 各階床伏図 <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 2面以上の立面図 2面以上の断面図 地盤面算定表 構造詳細図 小屋伏図 <p>構造関係(令3章2節、3節)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各階平面図 2面以上の立面図 2面以上の断面図 構造詳細図 使用構造材料一覧 基礎・地盤説明書 その他適合審査に必要な図書 小屋伏図 2面以上の軸組図 	<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 付近見取図 配置図 各階平面図 床面積求積図 基礎伏図 各階床伏図 <p>(添付省略)</p> <p>構造関係(令3章2節、3節)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各階平面図 2面以上の立面図 2面以上の断面図 構造詳細図 使用構造材料一覧 基礎・地盤説明書 その他適合審査に必要な図書 <p>仕様表等</p>	

改正後 規則第1条の3 抜粋

改正後

(確認申請書の様式)
 第一条の三(法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。))の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(イ)項の(ロ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(イ)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(イ)項の(ロ)欄に掲げる日影図と、表一の(イ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(イ)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(イ)項の(ロ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一、別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。)

イ 次の表一の各号に掲げる図書(次の(イ)から(ロ)までに掲げる場合にあつては、当該(イ)から(ロ)までに掲げる図書を除く。)

(イ)用途変更の場合、次の表一の(イ)項に掲げる図書

(ロ)確認に係る建築物又は建築物の部分(木造の建築物(法第六條第一項に規定する建築基準法令の規定(国土交通大臣が定めるものを除く。))に定めることによる構造計算によつて安全性を確かめたものを除く。以下この項及び第二条の第二項第二十号において「特定木造建築物」という。)又はその部分である場合、次の表一の(イ)項に掲げる図書のうち基礎伏図、各階床伏図及び小屋伏図

改正前
規則第1条の3
抜粋

		(-)		
法第		二十		
規定		が適		
用され		る建		
建築		物		
		(イ)		
令第三		章第二		
節の規		定が適		
用され		る建		
建築		物		
構造詳細図		基礎伏図		
二面以上の断		二面以上の断		
各階平面図		二面以上の立		
二面以上の立		面図		
一		基礎の配置、構造方法		
別及び寸法		及び寸法並びに材料の種		
二		屋根ふき材、内装材、		
外装材、		塼壁その他これ		
らに類する		建築物の部分		
及び広告塔、		装飾塔その他これ		
らに類する		建築物の屋外に取り付		
けるもの種別、		位置及び寸法		
屋根ふき材、		内装材、外装		
材、塼壁その他これらに類		する建築物の部分及び広告		
塔、装飾塔その他建築物の		屋外に取り付けるもの取		
付け部分の構造方法				
		(ウ)		
		図書の種類		
		明示すべき事項		

改正後
規則第1条の3
抜粋

		(-)		
法第		二十		
規定		が適		
用され		る建		
建築		物		
		(イ)		
令第三		章第一		
節の規		定が適		
用され		る建		
建築		物		
定木造		建築物		
に		限る		
仕様表		基礎の構造方法、寸法並び		
に		材料の種別及び寸法		
構造詳細図		屋根ふき材、内装材、外装		
二面以上の断		材、塼壁その他これらに類		
各階平面図		する建築物の部分及び広告		
二面以上の立		塔、装飾塔その他建築物の		
面図		屋外に取り付けるもの種		
二面以上の断		別、位置及び寸法		
二面以上の立		面図		
一		屋根ふき材、内装材、外装		
別及び寸法		材、塼壁その他これらに類		
二		する建築物の部分及び広告		
外装材、		装飾塔その他建築物の		
らに類する		建築物の屋外に取り付		
けるもの種別、		位置及び寸法		
屋根ふき材、		内装材、外装		
材、塼壁その他これらに類		する建築物の部分及び広告		
塔、装飾塔その他建築物の		屋外に取り付けるもの取		
付け部分の構造方法				
		(ウ)		
		図書の種類		
		明示すべき事項		

改正前
規則第1条の3
抜粋

		令第三		
章第二		節の規		
定が適		用され		
用され		る建		
建築		物		
二面以上の断		二面以上の断		
各階平面図		二面以上の立		
二面以上の立		面図		
一		構造耐力上主要な部分であ		
別及び寸法		る部材の位置及び寸法並び		
二		に開口部の位置、形状及び		
外装材、		寸法		
らに類する		建築物の部分		
及び広告塔、		装飾塔その他これ		
らに類する		建築物の屋外に取り付		
けるもの種別、		位置及び寸法		
屋根ふき材、		内装材、外装		
材、塼壁その他これらに類		する建築物の部分及び広告		
塔、装飾塔その他建築物の		屋外に取り付けるもの取		
付け部分の構造方法				
		(ウ)		
		図書の種類		
		明示すべき事項		

改正後
規則第1条の3
抜粋

		令第三		
章第一		節の規		
定が適		用され		
用され		る建		
建築		物		
定木造		建築物		
に		限る		
仕様表		構造耐力上主要な部分であ		
に		る部材（接合部を含む。）		
構造詳細図		の寸法、構造方法及び材料		
二面以上の断		の種別並びに開口部の形状		
各階平面図		及び寸法		
二面以上の立		構造耐力上主要な部分であ		
面図		る部材の位置及び寸法並び		
二面以上の断		に開口部の位置、形状及び		
二面以上の立		寸法		
一		構造耐力上主要な部分であ		
別及び寸法		る部材（接合部を含む。）		
二		の寸法、構造方法及び材料		
外装材、		の種別並びに開口部の形状		
らに類する		及び寸法		
及び広告塔、		構造耐力上主要な部分であ		
らに類する		る部材の位置及び寸法並び		
けるもの種別、		に開口部の位置、形状及び		
位置及び寸法		寸法		
屋根ふき材、		構造耐力上主要な部分であ		
内装材、外装		る部材（接合部を含む。）		
材、塼壁その他これらに類		の寸法、構造方法及び材料		
する建築物の部分及び広告		の種別並びに開口部の形状		
塔、装飾塔その他建築物の		及び寸法		
屋外に取り付けるもの取		構造耐力上主要な部分であ		
付け部分の構造方法		る部材の位置及び寸法並び		
		に開口部の位置、形状及び		
		寸法		
		(ウ)		
		図書の種類		
		明示すべき事項		

1-1 仕様表について【参考例】

マニュアル P.28

解説

1-10		1-11		仕様表		単位: 特記なき限り (mm)
住宅の名称 ○○邸 (東京都○○区○○町○○○)						
仕様が複数ある場合、必要最小限の仕様のもの、又は仕様の範囲を以下に記載						
項目	内容	仕様				
建築材料 (法第37条)	基礎コンクリート	設計基準強度 $f_c = 24\text{N/mm}^2$ 以上 スランプ (Bcm) ≥ 120				1-9
	基礎鉄筋	径				
令第3章第2節 (規定の寸法、公差及び公差表示)	基礎の寸法	基礎の長さ	B40 (地下の長さ (BM + 400) から)			
		基礎の幅	B40 (地下の長さ (BM + 400) から)			
1-2	基礎の寸法 (法第38条)	基礎の長さ	B40 (地下の長さ (BM + 400) から)			1-1
		基礎の幅	B40 (地下の長さ (BM + 400) から)			
令第3章第2節 (規定の寸法)	基礎の寸法 (法第38条)	基礎の長さ	B40 (地下の長さ (BM + 400) から)			
		基礎の幅	B40 (地下の長さ (BM + 400) から)			
1-3	基礎の寸法 (法第38条)	基礎の長さ	B40 (地下の長さ (BM + 400) から)			1-3
		基礎の幅	B40 (地下の長さ (BM + 400) から)			
1-4	基礎の寸法 (法第38条)	基礎の長さ	B40 (地下の長さ (BM + 400) から)			1-4
		基礎の幅	B40 (地下の長さ (BM + 400) から)			
1-5	基礎の寸法 (法第38条)	基礎の長さ	B40 (地下の長さ (BM + 400) から)			1-5
		基礎の幅	B40 (地下の長さ (BM + 400) から)			

令第3章第2節【明示すべき事項】
基礎の構造方法、寸法並びに材料の種別及び寸法

1-1 仕様表について

マニュアル P.28

解説

1-6		1-7		1-8	
1-6	基礎の寸法 (法第38条)	基礎の長さ	B40 (地下の長さ (BM + 400) から)		
1-7	基礎の寸法 (法第38条)	基礎の長さ	B40 (地下の長さ (BM + 400) から)		
		基礎の幅	B40 (地下の長さ (BM + 400) から)		
1-8	基礎の寸法 (法第38条)	基礎の長さ	B40 (地下の長さ (BM + 400) から)		
		基礎の幅	B40 (地下の長さ (BM + 400) から)		

令第3章第3節【明示すべき事項】
構造耐力上主要な部分である部材 (接合部を含む) の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法

1-2 その他構造関係図書

P.66~70 (図面)
P.42~43 (解説)

【例】構造詳細図

解説

<p>■ 耐力壁と基礎の構造詳細図 (図例) S-470</p>	<p>■ 基礎の寸法 S-470</p>
<p>■ 耐力壁と基礎の構造詳細図 (図例) S-470</p>	<p>■ 基礎の寸法 S-470</p>

マニュアル P.43 チェックリスト
マニュアル P.119

1-2 その他構造関係図書

マニュアル P.68 (図面)

【例】構造詳細図

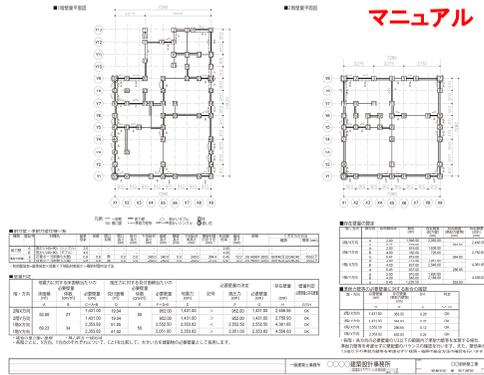
解説

<p>■ 耐力壁と基礎の構造詳細図 (図例) S-470</p>	<p>■ 基礎の寸法 S-470</p>
<p>■ 耐力壁と基礎の構造詳細図 (図例) S-470</p>	<p>■ 基礎の寸法 S-470</p>

1-2 その他構造関係図書
【例】壁量判定 兼 耐力壁図

P.72(図面)
P.44~47(解説)

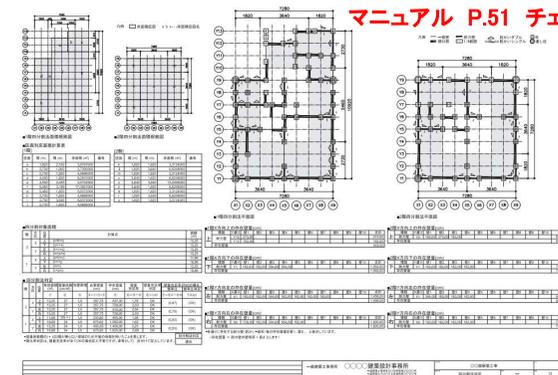
解説



1-2 その他構造関係図書
【例】四分割法判定

P.73(図面)
P.50~53(解説)

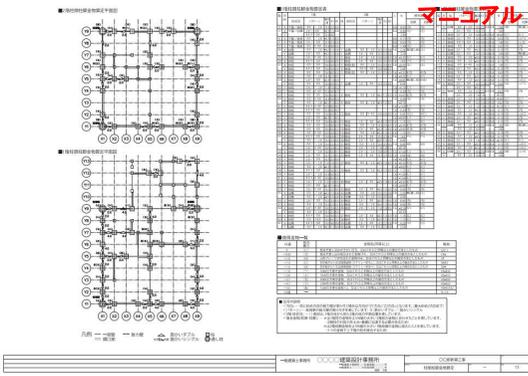
解説



1-2 その他構造関係図書
【例】柱頭柱脚金物算定

P.74(図面)
P.54~57(解説)

解説



2. 構造安全性の確認
(1) 対象建物・審査手順

条文
・法
・告示

解説

Manual P.78

【本説明の対象とする建物】

- ・階数が2以下
- ・高さが16 m以下
- ・木造軸組構造
- ・基礎が鉄筋コンクリート造
- ・延べ面積が300㎡以下
- ・階高が3.5 m以下
- ・平面形状や断面形状が著しく特殊でないもの
- ・構造計算を行わず、仕様規定のみで構造安全性の確認を行うもの

【構造安全性を確認する手順】



2. 構造関係規定の確認

(2) 構造安全性を確認する手順

条文 ・政令:第46条第4項
・告示:平12建告第1352号

②壁配置のバランス(四分割法)

マニュアル P.96~

解説

(1)側端部分の必要壁量の算出

P.97

(2)側端部分の存在壁量の算出

P.97

(3)壁量充足率と壁率比の算出

P.97

(4)バランスの判定

P.98

審査のポイント

- ・建築物の平面1/4ごとに必要壁量を算出
 - ・地震力に対する床面積あたりの必要壁量で計算
 - ・凹凸のある平面形状の場合 ・2階建ての下屋部分の扱い P.99
- ・準耐力壁の必要壁量に対する割合に応じ、準耐力壁を考慮
 - ・過半を超えない場合⇒耐力壁のみによる
- ・各階・各方向の側端部分について、壁量充足率Aと壁率比Bを算出
- ・バランスの判定は $A > 1.0, B \geq 0.5$ どちらかを満たせば適合

2. 構造関係規定の確認

(2) 構造安全性を確認する手順

条文 ・政令:第43条
・告示:

④柱の小径など

マニュアル P.108~

解説

(1)柱の小径

P.108

(2)柱の有効細長比

(3)柱の切り欠きの確認

(4)通し柱の確認

審査のポイント

- ・横架材相互間の垂直距離に応じて、算定式による割合以上であることを確認
 - ・支援ツール方法A:早見表P.109 方法B:計算ツールP.110~
- ・面材(構造用合板、せっこうボード等)が取り付け方向については、柱の小径の確認は不要
- ・柱の有効細長比の最大値が150以下であることを確認
 - ・設計図書に各階の最大値の明示必要
 - ・有効細長比計算式 P.113参照
- ・吹き抜けなどに面した柱に対する留意点 P.113

2. 構造関係規定の確認

(2) 構造安全性を確認する手順

条文 ・政令:第47条第1項
・告示:平12建告第1460号

③柱頭・柱脚の接合方法

マニュアル P.100~

解説

(1) N値計算法 マニュアル P.101~

(1)壁倍率の差Aの算出

(2)補正值の決定

(3)係数B Lの決定

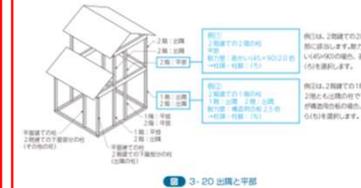
(4)N値の算出

(5)接合金物の選択

マニュアル P.103~107

(2) 告示の仕様による方法

部位に応じて、仕様を選択



方法A早見表

壁量等の基準(令和7年施行)に対応した早見表(在来軸組工法用)

試験No.
32
ver1.0

1. 基本情報		項目		値		A方の注意の場	
1階高さ	2.0 m以下	2階高	柱上階~2階床面土壌までの距離				
3階高さ	3.0 m以下	1階床面	1階床面土壌~2階床面土壌までの距離				
標準的な耐力係数 α_c	0.2	耐震地域であるとして行政庁が0.3を決定している場合は下記から最弱に定める値を1.5倍すること(不特定場合は特定行政庁に確認)					
太陽光発電設備等	なし	太陽光発電 許容積あたりの荷重200(N/m ²)を想定					
耐風圧比	60/100以上、80/100未満	耐風の係数 α_w (取付の係数 α_w を参照)					
柱の仕様	すま、種保樹材	すま、種保樹材					

2. 単位面積当たりの必要壁量 α_w (単位:cm/m ²)と柱の小径 d_c (mm)の早見表		単位面積当たりの必要壁量 α_w (単位:cm/m ²)		柱の必要小径 d_c (mm)						
屋根と外壁の仕様	外壁の仕様	2階建て		1階		2階建て				
		2階建て		1階		2階建て				
		1階	2階	1階	2階	1階	2階			
瓦葺(ふき土葺)	土塗り壁等	23	45	31	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦葺(ふき土葺)	モルタル等	22	44	30	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦葺(ふき土葺)	サイディング	20	39	27	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦葺(ふき土葺)	金網鉄板	20	37	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦葺(ふき土葺)	下見板	19	35	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	土塗り壁等	20	42	27	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	モルタル等	19	41	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	サイディング	17	36	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	金網鉄板	17	34	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	下見板	16	32	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金網鉄板	土塗り壁等	16	39	23	1/32	90	1/24	120	1/31	90
金網鉄板	モルタル等	16	37	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金網鉄板	サイディング	14	32	19	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金網鉄板	金網鉄板	13	31	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金網鉄板	下見板	12	28	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90

2. 構造関係規定の確認

(2) 構造安全性を確認する手順

条文 ・政令:第43条
・告示:

④柱の小径など

マニュアル P.108~

解説

(1)柱の小径

P.108



(2)柱の有効細長比

P.112



(3)柱の切り欠きの確認

P.114



(4)通し柱の確認

P.114

審査のポイント

- ・ 横架材相互間の垂直距離に応じて、算定式による割合以上であることを確認
・ 支援ツール方法A:早見表P.109 方法B:計算ツールP.110~
- ・ 面材(構造用合板、せつこうボード等)が取り付け方向については、柱の小径の確認は不要
- ・ 柱の有効細長比の最大値が150以下であることを確認
・ 設計図書に各階の最大値の明示必要
・ 有効細長比計算式 P.113参照
- ・ 吹き抜けなどに面した柱に対する留意点 P.113

2. 構造関係規定の確認

(2) 構造安全性を確認する手順

⑤その他のチェック

マニュアル P.115~

解説

(1)基礎の仕様

P.115~

(2)屋根ふき材等の緊結

P.121~

(3)土台と基礎の緊結

P.122~

(4)横架材の欠込み

P.123~

(5)筋交いの仕様

P.124~

(6)火打ち材等の設置

P.127~

(7)部材の品質と耐久性の確認

P.130~

(8)指定建築材料JIS・JAS等の適合

P.132~